

京都市体育館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年7月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第23号

京都市体育館条例施行規則の一部を改正する規則

京都市体育館条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表ゴールの項を次のように改める。

ゴ ー ル	ハンドボール用	1 対につき 1 日	1,300
	バスケットボール用		2,500
	フットサル用		1,300

附 則

この規則は、平成22年8月1日から施行する。

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課)